

生活福祉資金貸付条件等一覧

(平成21年10月改正以降)

資金種類	貸付条件						添付書類
	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	貸付利率	連帯保証人	
1 総合支援資金 失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金							
生活支援費	生活再建までに必要な生活費用	(二人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内	12月以内 ※住宅手当申請の場合、当初の貸付期間は6月以内	最終貸付日から6月以内			*住宅手当併用の場合 ①他の公的貸付制度又は公的貸付制度を利用又は申請中の場合、その状況がわかる書類 ー 住宅手当支給申請書の写し及び 求職申込み・雇用法利用状況確認票又は住宅手当・総合支援資金連絡票の写し ②(住宅入居費申請の場合) ー 入居予定住宅に関する状況決定通知書の写し、停止条件付賃貸借契約書の写し又は業者の契約に関する確約書 ③(住宅入居費申請の場合) ー 生活福祉資金(総合支援資金)借付書 ※申請時に提出(生活支援費・一時生活再建費については決定後提出) ④住宅手当支給対象者証明書の写し ⑤連帯保証人の資力が明らかになる書類 ー 住民税課税証明書又は固定資産税課税証明書(不動産登記簿謄本)等 ⑥総合支援資金借受人状況票(貸付金額の使途内訳) *その他の場合 ①住民票の写し及び健康保険証の写し ー 住民票(世帯全員分 発行されてから3ヶ月以内)、健康保険証、両方を揃えることができない場合は、左記のいずれか一方に加えて運転免許証の写し ②借入申込者や世帯の状況が明らかになる書類(生活の困窮の状況が明らかになる書類) i 世帯の収入支出に関する書類 ー 収入の減少とそれによる生活困窮の状況がわかる書類(通帳の写し等)、源泉徴収票(写)、所得税の確定申告書(写) ii 生活困窮に陥った理由がわかる書類 ー (失業の場合)離職票(写)、通称事業所全責届(写)、雇用保険受給資格者証(写)、個人事業の廃業届(写)、退職辞令(写)、退職直前の雇用主の発行する離職証明、健康保険任意継続被保険者証(写)等(債務を抱えている場合)債権者と債務の額がわかる書類等 ③求職活動等の自立に向けた取り組みについての計画表 ー 総合支援資金・自立計画、職業相談確認書(住宅手当・総合支援資金) ④他の公的貸付制度又は公的貸付制度を利用又は申請中の場合、その状況がわかる書類 ー 当該公的貸付制度の決定通知書又は申請書写し等、求職申込み・雇用法利用状況確認票 ⑤連帯保証人の資力が明らかになる書類 ー 住民税課税証明書又は固定資産税課税証明書(不動産登記簿謄本)等 ※共通添付書類 ー 生活福祉資金(総合支援資金)借入申込みに当たっての留意事項、総合支援資金借受人状況票(貸付金額の使途内訳) (一時生活再建費) ー 上記に加え、岐阜県社会福祉協議会が生活再建に必要と認める書類
住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	---	貸付の日(生活支援費と合わせて貸し付けている場合には、生活支援費の最終貸付日)から6月以内	20年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は据置期間経過後年1.5%	
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内	---	---	---	---	
2 福祉資金 低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金							
福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用	580万円以内 ※以下は貸付上限額の目安			据置期間経過後20年以内 ※以下は目安		原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可
	生業を営むために必要な経費	(460万円)			(20年)		
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円			(8年)		
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	(250万円)			(7年)		
	福祉用具等の購入に必要な経費	(170万円)			(8年)	連帯保証人を立てる場合は無利子	
	障害者用自動車の購入に必要な経費	(250万円)		貸付の日(分割による交付の場合には最終貸付日)から6月以内	(8年)	連帯保証人がいない場合は据置期間経過後年1.5%	
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	(513.6万円)			(10年)		
	負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費(健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む)及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年を超えないときは170万円 1年を超え6月以内である、世帯の自立に必要なときは200万円			(5年)		
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む)及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円 1年を超え6月以内である、世帯の自立に必要なときは200万円			(5年)		
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	(150万円)			(7年)		
	冠婚葬祭に必要な経費	(50万円)			(3年)		
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	(50万円)			(3年)		
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	(50万円)			(3年)		
	その他日常生活上一時的に必要な経費	(50万円)			(3年)		
緊急小口資金	・次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 ・医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要とき ・給与等の盗難、紛失によって生活費が必要とき ・火災等被災によって生活費が必要とき ・その他、これらと同等のやむを得ない事由によるとき	10万円以内		貸付の日から2月以内	6月以内	無利子	不要
3 教育支援資金 低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金							
教育支援費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	(高校)月3.5万円以内 (高専)月6.0万円以内 (短大)月6.0万円以内 (大学)月6.5万円以内		卒業後6月以内	20年以内	無利子	(不要) ※世帯内で連帯借受人が必要
就学支度費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内					
4 不動産担保型生活資金							
不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地の評価額の7割程度 月30万円以内	借受け人の死亡時までの期間又は貸付元金が貸付限度額に達するまでの期間。	契約終了後3月以内	据置期間終了時	年3%、又は年7.5%以下の低い利率	必要 ※推定相続人の中から選任
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・居住用不動産の評価額の7割程度(集合住宅は5割) ・貸付基本額の範囲内(生活扶助額の1.5倍以内)					不要
①戸籍謄本 ②住民票(世帯全員分) ③市町村民税非課税証明書又は市町村民税均等割課税証明書 ④居住している建物及び土地(以下「本件不動産」)の登記簿謄本 ⑤本件不動産の公図 ⑥本件不動産の地積図 ⑦本件不動産の位置図 ⑧本件不動産の測量図 ⑨本件不動産の固定資産課税台帳評価証明 ⑩借入申込者の推定相続人の同意書 ⑪貸付対象世帯世帯調査書 ⑫貸付対象世帯調査書 ⑬居住用不動産の登記簿謄本 ⑭推定相続人を確認できる書類 ⑮推定相続人の同意書 ⑯戸籍謄本 ⑰住民票(世帯全員分) ⑱本件不動産の位置図 ⑲本件不動産の測量図 ⑳本件不動産の建物図面 ※①～⑤が福祉事務所より提出された後、申請を受理します。							

臨時特例つなぎ資金貸付条件等一覧

資 金 種 類		貸 付 条 件						貸 付 条 件 ・ 添 付 書 類
		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	貸付利率	連帯保証人	
1	臨時特例つなぎ資金							
	臨時特例つなぎ資金 住居のない離職者で、離職者支援の公的給付・貸付制度の申請を受理された生活困窮者に対して、貸付交付までの間の生活費として、当面の生活費を貸し付ける資金	10万円以内	—	—	公的資金が決定・交付の後、1月以内に一括償還（無理な場合月原可、月額償還の場合、公的給付（貸付）金交付を受けた日から1年以内）なお、公的給付等の申請が却下されたときは、却下のときから1月以内に一括償還	無利率	不実	貸付対象：住居のない離職者の方で、次の条件のいずれにも該当する場合 1 離職者を支援する公的給付制度又は公的貸付制度の申請を受理されており、当該給付等開始までの生活に困窮していること 2 借入申込者名義の金融機関の口座を有していること ※公的給付制度…失業給付、訓練・生活支援給付、生活保護、住宅手当 公的貸付制度…就職安定資金融資、生活福祉資金（総合支援資金） 添付書類： ① 公的給付制度又は公的貸付制度の申請が受理されていることを証明する書類 ② 借入申込者名義の金融機関の預金通帳 ③ 借付書 ④ 償還金口座振替依頼書